



幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料無償化のお知らせ

開始日
10月1日(火)

国は、消費税引き上げの10月1日に合わせ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育て世帯の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を実施します。

この、国の無償化政策の他、市の独自施策として10月以降も同時入所の場合の第2子以降については、所得に関わらず保育料（3歳以上児に関しては副食費を含む）を無償とします。詳しくは、市子ども課へお問い合わせください。

①対象となる子ども

- ①3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども
- ②0歳児から2歳児までの子どものうち、保育の必要性※がある住民税非課税世帯の子ども

※保育の必要性とは…保護者が次のいずれかの条件に該当することが必要です

- ・月64時間以上の就労
- ・妊娠、出産（前後8週）
- ・疾病、障がい
- ・同居、入院などしている親族の介護・看護
- ・求職活動
- ・就学など

②対象施設・サービス

① 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所

- ・通常の保育時間の保育料が無償化対象です
- ・教材費、副食費（おかげ、おやつなど）、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担です。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもも、同時入所の場合の第2子以降の子どもなどについては、副食費が免除されます
- ・保育の必要性がある1号認定（※）の子どもは幼稚園などの預かり保育料も無償化対象です（無償化対象の上限あり）

② 一時預かり保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設

- ・現在①の施設に入園していない人は②のサービスが無償化の対象となる場合があります（無償化対象の上限あり）

③ 児童発達支援

- ・園に入園している・いないにかかわらず、すぐそく親子教室、児童デイサービスさんこまなどの利用料は全て無償化対象です

※認定区分

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定（教育標準時間認定）	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定（保育認定）	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定（保育認定）	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

胆 大 心 小

たんたい しんじょう…強い勇気、大きな志と共に、細やかな思いやりの心で真の復興へ

さて、ワールドカップ後のスタジアム活用方法については、さまざまな提案などもいただいているところです。市民、三陸沿岸市町村にとってより良いスタジアムとなるよう、市民の皆さんのお借りして、世界に金石と三陸を発信できる拠点にしていきたいと思います。

ラグビーワールドカップ2019金石開催がいよいよ近づいてきました。7月に開催したパシフィックネーションズカップでの課題を克服して、ワールドカップ観戦のため世界中から集まるお客様のためにも、大会を成功に導かなくはなりません。市民の皆様には、大型バスの往来や列車の乗降、交通規制などご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ラグビーワールドカップ2019金石開催を成功させました

ラグビーワールドカップ2019金石開催を成功させました

釜石市長
野田武則